

# 中国の日本産食品等の輸入に対する規制緩和について (輸入禁止対象県の緩和措置等の公表)

平成 23 年 6 月 21 日  
農林水産省国際部

## 1. 状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島県内での原子力発電所の事故を受けて、中国国家質量監督検閲検疫総局は、日本産食品及び農産品に対する規制を 4 月 9 日から強化し、日本から輸出される全ての食品等について、証明書の添付を求める規制を導入しました。

規制の導入を受け、具体的な証明書の内容等について、中国政府と調整を行っているところですが、6 月 17 日、中国政府は本年 5 月 22 日の日中首脳会談において、温総理が表明した食品の輸入規制の緩和措置の実施を発表しました。

なお、食品に関する証明書様式については、中国政府において引き続き検討中のため、早急に回答を得られるよう働きかけを継続していきます。

## 2. 規制の概要

中国向けに輸出される食品等に対する規制 (6 月 17 日の発表を踏まえた措置)

	対象地域	対象品目	措置・証明すべき内容
1	10 都県 (福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都)	食品・飼料	輸入停止
2	10 都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物(※)、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基準に適合することの証明 ②産地の証明
		その他の食品・飼料	産地の証明

(備考)・上記の他、輸出業者の登録及び輸入・販売記録制度を導入

・(※)水産品及び水生動物については、上記①及び②の他、捕獲区域等の記載が必要

### 【参考】6 月 17 日に発表された緩和措置の概要 (6 月 13 日付通達)

- (1) 通達が発出された日より、山梨県、山形県で 5 月 22 日より後に生産された中国の基準に合致する食品、食用農産品及び飼料の輸入を許可する。
  - (2) 通達が発出された日より、野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品を除いた日本産食品、食用農産品及び飼料は、放射性物質検査証明書の提出を不要とする。
  - (3) 全ての日本産食品、食用農産品及び飼料は、日本の公的機関が発行した産地証明書が必要。
  - (4) 中国向け日本産水産品の放射性物質検査証明書及び産地証明書の発行機関と様式は既に各地方検疫局に発出済み。その他の食品、食用農産品及び飼料に関する証明書の発行機関と様式は、中国質量監督検閲検疫総局より別途通知する。
- (別添) 放射性物質検査証明書が必要な産品 (HS コード)

(以上)